

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第92号

2011

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成24年3月21日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名（本籍）	葛建廷（中国）
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	甲第92号
学位授与の日付	平成24年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	中国の土地改革 — その意義と限界 —
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 林 亮 文学研究科教授 委員 中野 毅 文学研究科教授 委員 和田 光一 文学研究科教授

2012年1月10日

博士論文審査および最終試験報告書（課程博士）

主査	林 亮	文学	教授
委員	中野 毅	文学	教授
委員	和田光一	文学	教授

博士（社会学）学位請求論文提出者

氏名 葛建廷（カツ・ケンテイ）（男）

生年月日 1976年11月18日（34歳）

論文題目

中国の土地改革——その意義と限界——

1. 論文内容の要旨

本論文は、1928年に湖南・江西辺界ソビエトが毛沢東によって形成された時期を中国共産党による土地革命の出発とし、その後の抗日戦争期、国共内戦期にいたる1950年代までの時期を対象として、主として華北、東北地域における土地改革の資料、データを丹念に調べる実証的研究によって、従来の通説を再検討していった質の高い研究論文である。

全体の目次は以下のようになっている。

序章 課題と方法

はじめに

第1節 中国土地革命研究の今日的意義

第2節 先行研究

第3節 本論の構成

第4節 方法論と資料

第5節 概念・ことば・数字について

第1章 孫文の土地思想の分析

第1節 三民主義の諸矛盾と解決の方法

第2節 民生主義と「平均地権論」

第3節 民生主義の発展と「平均地権論」

第4節 「耕者有其田」の形成

第5節 「耕者要有其田」と「平均地権論」

第2章 土地革命時期の土地改革分析

第1節 毛の土地革命路線の成立

第2節 事例としての陝西の農村

第3節 綏徳と米脂の土地所有状況

第4節 土地の小作関係

第5節 土地の所有権変動とその趨勢

第6節 土地所有権の紛争

第7節 農村における階級関係

第3章 抗日戦争時期の土地政策

第1節 抗日戦線と土地問題

第2節 土地没収から減租減息への転換

第3節 「土地政策に関する指示」

第4節 国共合作の成立、土地没収の停止

第5節 解放区の土地政策

第6節 減租減息

	第7節	減租減息政策の展開と問題点
第4章	解放戦争時期の土地改革	
	第1節	反奸運動と生産方式
	第2節	減租減息継続の意味と限界
	第3節	五四指示
	第4節	すべての農民の「翻身」
第5章	中国土地法大綱の特徴と性質	
	第1節	「土地法大綱」の特徴
	第2節	「土地法大綱」規定の極左的傾向とその是正
第6章	農村革命の終結	
	第1節	是正への序曲
	第2節	中農保護の原則——12月会議と毛報告
	第3節	左傾による損失の認識——任弼時講話
	第4節	老区、半老区、新区の区別
	第5節	絶対均分政策の放棄
	第6節	急進主義の終息
	第7節	中国当時土地改革の理論
	第8節	農村革命の終結
第7章	日中比較の視点からみる中国土地改革	
	第1節	日本戦前の農地問題——農地改革の必然性
	第2節	日本第一次農地改革
	第3節	日本第二次土地改革
	第4節	日本農地改革の歴史的な意義と限界
	第5節	日本改革の目標
	第6節	中国土地改革の目標
	第7節	農地（土地）改革の日中比較論——中国土地改革欠点
終章		
	第1節	農村革命の方法論について
	第2節	土地改革の意義

<内容要旨>

本研究は中華人民共和国建国以前の、国共内戦期の共産党土地革命について歴史分析の手法から解明を試みている。各章の要約は以下の通りである。

第1章「孫文土地思想の分析」では、孫文の土地改革思想を取り上げる。「耕者有其田」と「平均地権論」は、相互に矛盾を抱える中国伝統思想である農地均分化と資本主義的な土地私有思想のでありながら、中国共産党と国民党の両党が同時に受容可能な中核的価値でもあった。

第2章「土地革命時期の土地改革分析」では、共産党土地改革によって ①農民の生産水準は逆にわずかに低下 ②土地国有化ではなく農地の均分化 ③農民が求めたものは社会主義革命理論ではなく土地所有であったの3点を明らかにした。

第3章「抗日戦争時期の土地改革」では、抗日戦争期の土地政策である減租減息政策について分析した。減租政策を中核とする新しい土地改革路線は、国共両党の共通政策として革命の全期間を通じて認められた。

第4章「解放時期の土地改革」は本論文の中核的部分である。抗日戦争直後から翌年4月までの8ヵ月間、中国共産党が国民党との和戦双方の可能性に備えた時期である。共産党は和解に備え減租減息政策は変えず従来方式で農村革命を推進する一方、解放区の政治強化を急ぎ、新解放区掌握に努める。

しかし1946年春、中共は秘密裡に五四指示を發布し、土地改革政策断行に踏み切る。

46年夏には国民党との全面的内戦が勃発した。劣勢の中共は新解放区から退却する一方、残された占領区での土地改革を急進化した。結果として46年秋までには、大部分の地主や富農から土地その他の財産を奪い取った。しかし「闘争の果実」の分配が不均等だったため、10月から12月にかけて各解放区政府が制定した土地改革条例において、初めて均等分配の原則が導入された。

1947年半ばから48年初めの「貧農路線」は、内戦期土地改革で最も劇的な局面となった。1947年夏、地主と村幹部の結託を破り土地改革を完成させるため、中国共産党中央委員会は全国土地会議を招集し、貧農権力の下で土地を均分する「土地法大綱」を定め、整党運動を開始した

度重なる土地奪取によって少数派になっていた最貧層村民が貧農団を結成して権力を掌握した。村の全体の家族が階級に分類され、中農や一部貧農までが、地主とか富農に分類され財産を奪われた。闘争大会では暴力が普通に行使され死傷者も少なくなかった。不安定な社会状況と急進的な平等主義的政策は、農民の不安をかきたて逆に勤労意欲を低下させた。

1948年春、軍事情勢の好転につれて生産と秩序が強調され、貧農路線が放棄された。1948年初頭、中共指導部は中農と商工業保護に乗り出した。大衆闘争で土地はほぼ均分されたとして、党は土地改革完了を宣言する。3月末には、均分の放棄、暴力の規制、貧農団の解散など闘争穏健化が指示され、48年5月には極左政策は正式に是正されることになる。

第5章「中国土地法大綱の特徴と性質」は、土地改革の合法的執行機関としての「農会」を分析した。運動が農民大衆自身ではなく幹部や少数積極分子の請負に陥りがちであった事実を明らかにした。また土地改革の主要政策が、毛沢東の直接指導で解決され、1950年の『中華人民共和国土地改革法』の骨組みも毛によって作られたことを明らかにした。

第6章「農村革命の集結」では、農村革命の総括を行った。土地法大綱以後の急進路線は、地主的土地所有を徹底的に排除した。急進路線下の様々な「極左現象」は、解放区農村を過去の支配関係から解放し、同時に多数の農民に政治的自覚を持たせ農民権力を確立した。

しかし共産党の勝利が確定すると、急進路線は放棄され、老区・半老区の土地改革は終結宣言が出された。共産党指導部の関心は農村革命から離れていった。急速に拡大した新区の土地改革は、1950年以降に実施された。

第7章「日中比較の視点からみる中国土地改革」は、日中比較の視点から中国土地改革を再評価した。農地委員会に注目し、村落レベルで改革が遂行された見方からすると日本農地改革は「下からの改革」である。

一方で中国では農村革命も党の政策にしたがって、上から大衆を発動し、党の指導のもとに、運動・闘争を行った。中国土地改革は上からの改革と言えるかもしれない。

<結論>

中国共産党は農民に支えられた農村革命によって革命を成功させたと言われてきた。ならば革命戦争勝利の要因は、1949年以前の共産党支配地域（解放区）における農民に対する諸政策、とくに勝利直前の内戦期に実施した土地政策にあったと考えるべきである。

本論は、中国における共産党革命は土地革命を支持する絶対的な農民の力によって成功したとする土地改革の実効性について、筆者が入手した解放区農地改革についての新たな記録資料を加えることで再検証を試みた。本論は以下の通り三つの観点から新たな結論を得ている。

①急進的土地改革を要求したのは農民自身ではなかった。

内戦期土地改革急進化の要因の一つに、農民自身が急進的改革を要求したとする意見がある。均分政策の採用は、中国農民が伝統的に持つ均分理想を、土地改革として実現したとするものである。中共は政策の急進化の度に、「大衆の要求」をあげている。例えば「五四指示」前文の中で、土地法大綱に定めた土地の人头割り均分は、農民大衆の要求に完全に合致すると謳われている。中国の研究者もまた、均分は農民が要求し、地方によっては農民が自発的に実施したとの見解をとっている。日本の研究者にも、土地法大綱の均分政策と、太平天国の「天朝田畝制度」や孫文の「平均地権」との類似性を論じ、中共の農民革命も歴史上の農民反乱と同様に、伝統的平均主義をエネルギー源としたと主張している。

均分政策が農民の要求ではなかったとしても、これが中国の伝統思想と強く結びついたものであることは事実である。中国歴代の王朝や反乱の指導者たちが耕地の均分を主張したのは、儒教的価値観において、平等、富の均分、とくに富の源泉である耕地の均分が主張されてきたためである。中共は成立以来、儒教的伝統を否定してきたが、革命の正統性は、中国社会における支配的な価値観によって担保されなければならない。それを儒教思想と認識していたか否かは別として、太平天国や孫文の土地思想と同様に、共産党は耕地均分を主要な政策として採用しなければならなかった。

しかし、革命の正統性を重視するのは、知識人・エリート層であって農民大衆ではない。土地

均分を要求する儒教的価値観が農民レベルにどの程度浸透していたかは不明である。農民に浸透していたとしても、均分政策の採用によって、彼らの支持が拡大したとは思われない。生活に直接影響しない限り、農民は上級権力の政策に無関心である。彼らは均分政策を特に歓迎したり、均分政策のために中共支持を強めてはいなかった。

②土地改革の経済的得失

土地改革の目的の一つは、農業生産の発展である。地主的土地所有制では、農民が経営・耕作に直接関わらない地主に高率の小作料を支払う。そのため生活資金も投資資金も不十分となり、生産の発展を阻害する。これを農民的土地所有制に改めれば、小作料にまわっていた資金が農民の生活向上と生産投資にまわるので、増産意欲も高まり、投資も増え、農業生産が発展することが予測される。しかしこの予測は、地主的土地所有を廃して農民的土地所有制に転換することと、農民的土地所有が独立自営農民の創出を意味している場合に成り立つ。

革命戦争期に中共が土地改革を行った地域では、この二つの前提を欠いていた。東北部を除き、地主は中共が主張するほど大量の土地を保有せず、所有地を小作に出している地主は相対的に少数で、その多くは自作農であった。東北の大地主の大部分が自作農であった。これに対し、「無地少地」の農民（貧雇）が多い華北の場合、地主・富農の所有地をすべて貧農・雇農に分配しても、独立自営農民になれるものはその半数にも満たなかった。しかも地主・富農は、比較的整備された農具と経営ノウハウを持つ生産性の高いグループであったため、その生産手段を分割・分配すれば、生産性は必然的に低下するであろう。

ヴィヴィアン・シューが、農業集団化研究において強調しているように、物質刺激による集団化への誘導政策は、土地改革で翻身できなかった零細農民に対して、援助を与え生計の道を用意する一つの方法であったのかもしれない。いずれにせよ、土地改革の経済的得失は、社会の混乱、財の破壊・浪費に起因する損失に対して、少なくとも短期的には目立った利益は認められず、結果として損失の方が大きかったと思われる。

③政治的意味

中国内戦期土地改革の意義は経済ではなく政治に存在する。一般的に土地改革は社会正義実現を主たる目的とする。元来、土地改革は政治的改革である。中共が土地改革において目指したのは政治革命であって、経済的效果は付随的な役割を期待されただけだ。土地改革は農民を中共支持者に変えた。しかしその理由は、土地を与えた農民が中共を支持するとか、農村革命の理想に共鳴するといった単純なものでは無い。農民の利益を最大化する考察の合理的帰結として農民は中国共産党支持に至るのである。

農民にとって最も重要なのは自分と家族の安全である。大部分の農民にとって、内戦に勝利する軍事力、その地域を防衛できる軍事力の有無が中共支持の大きな要因になる。問題は複雑である。

第二の関心は、政治的・社会的な利害得失である。「上級権力」が協力者に与える利益、非協力者に与える不利益が考慮の対象になる。さらに村内の人間関係や道徳的規範、農民の政治的・社会的利害関係も考慮しなければならない。

第三の関心は経済的な利害得失である。しかしいかに大きな経済的利益を得ても、生命の危険や周囲の村落から大きな敵意を受けてまで、経済的利益を選択する意味は小さい。多くの農民は、これら三つの要素によって、それぞれの局面で利益の最大化を図り、損失の最小化を選択した。一方で中共は、革命闘争への参加が大きな危険を伴わず、道義的かつ経済的利益が得られ、農民が納得できる運動を展開することで、徐々に農民の支持を獲得していった。

解放区農民が、納税者・兵士・後方支援者として内戦を支えたのは事実である。土地改革は、彼らに税や役務を課し徴兵を行うために、中国共産党が村権力を掌握し、支配を強化する手段として機能した。中共が農村を掌握して内戦への効率的な農民動員を可能にしたという意味で、土地改革が内戦勝利に貢献したことは間違いない。しかし、農村統制のメカニズムとしての農村革命が土地改革である必要はない。抗日戦期に行った減租や借金の清算などによっても権力の再分配は十分可能である。筆者は、減租から土地改革への政策変更が、解放区における農民の発動に格別な効果を発揮したとは必ずしも思われないと主張する。

2. 論文審査の要旨

審査委員は、本論文を精読し、以下のように評価した。

本研究は、表題のテーマについて日中米などの先行研究を積み上げ、土地改革と革命に関する通説を既存の諸研究業績からも跡付けた上で、関連する資史料を緻密な再検討により独自の見解を展開した。これまで中国革命はマルクス主義の通説と異なり、工業化した社会における労働者ではなく、農村に依拠し、農民を革命運動の主体とした農民革命といわれてきた。中国革命は共産党の主導した土地改革を農民が支持し、その広範な農民の支持を基盤に内戦に勝利したのである。その意味でマルクス主義を中国農民社会に適応した毛沢東の業績が高く評価されてきた。

葛建廷氏は、延安地域の土地改革資料を発掘し、その詳細な検討によって、実際に行われたのは農民が求めた土地均分であって、土地の国有化では無かったこと。貧農路線の急進政策は逆に農業生産性を低下させ、生産力を引き上げるという改革本来の目的と相反する結果を招いたこと。実際には共産党土地改革は強大な政治的破壊力を発揮し中国の伝統的農村社会の権力構造破壊を成し遂げたことを明らかにしている。通説を新資料の発掘により新たな解釈を提起するという優れた社会科学的実証研究、国際社会論研究の成果であると評価することができる。

また本論文では、日中両国に限らず英文文献も含め中国土地改革の先行業績を整理し、孫文の三民主義や「平均地権論」など中国における伝統的な土地思想をも検討した上で、中国革命で共産党が主張した土地改革思想は必ずしも共産主義に基づくのみではないことを解明し、それら伝統思想の基礎の上に農地改革が進展したなど、現在の通説を丹念に再検証している。こうした先行研究の批判的な再構成も高く評価できる。

葛氏はさらに、中国土地改革の革命戦争における意義を、経済的合理性（生産力の拡大）や革命の大義（土地国有化・公有化）では無く、政治権力争奪と従来中国社会の権力構造破壊に帰結させている。さらに農民が求める自身と家族の安全が、土地改革以上に内戦の帰結を決定する重要な要素であったと主張した。この視点も従来土地改革研究に付け加えられた重要な要素であろう。農民自身の心理を組み込んだ分析は、現時点では実証性の面で不十分ではあるが今後の発展に期待できる。

筆者の問題意識が中国農地改革問題に一貫していることも評価されよう。葛氏は修士論文研究で、中国土地改革を戦後日本の農地改革との比較の視点から明らかにする意図をもって、修士論文「日本の農地改革 ―その意義と限界―」を執筆した。そこで日中の農地改革を「上からの改革、下からの改革」という視点で捉えようと考え、占領軍による日本の農地改革を上からの改革、共産党による中国土地改革を農民の要求による下からの改革として把握しようと考えた。しかし現実の農地改革はそれほど単純な運動では無く、日本の農地改革は実は「下からの改革」ではあったのではないかと結論に達する。その結果、筆者は中国土地改革の定説自体に疑問を抱き、その解明のために本研究を開始したのである。

筆者の比較の視点は、中国改革政策自体の評価に影響するだけでなく、今後追求されるであろう東アジア共通の農業政策の基本的フォーマットにも結びつく重要なテーマであることを示している。筆者の今後の研究の深化と展開が期待される。

以上、本論文は今後の課題も少なくはないものの、論文全体としては、新たに発掘した一次資料から得られた独自の分析を加え、中国革命に与えた中国農地改革の役割・機能に新たな解釈を加えた優れた論文であると評価できる。

<課題>

同時に、以下のような課題も指摘できる。

筆者は、中国農民をもっぱら革命戦争の客体として把握している。しかし農民自身の中にも知識層は存在したはずであり、革命戦争と農民内部の諸関係を更に詳細に分析する必要がある。同時に「上からの革命」「下からの革命」という見方にも現れているが、単純な二極対立的なとらえ方ではなく、より詳細は社会階層の分析が必要とされよう。

また第7章「日中比較の視点から見る中国土地改革」で主張される「日本農地改革は、軍国主義の社会的基盤であった地主制度解体のため」、「中国土地改革は地主制度を基盤とする封建的社会制度を解体するため」の主張は少々説明不足であり、明快な議論と論点の提起が必要である。さ

らなる筆者の文章力の向上が期待される。

さらに筆者の結論は現在の統治の正当性に波及する可能性を有している。しかし本論の研究対象時期は革命戦争の初期から中期にかけての期間である。建国後の土地政策問題に言及するにはさらなる研究の積み上げが必要とされよう。国際社会学の研究者として常に政策科学としての政治的判断を重視するのは当然であるが、学位論文がその性格上厳密なアカデミック性を要求されているのも事実である。今後も学問性と実証性を具備する慎重な研究姿勢が要請される。

3. 最終試験の結果

本論文執筆者は2001年9月杏林大学入学のため来日、2006年7月同大学総合政策学部を卒業した。2007年4月創価大学大学院博士前期課程に入学、2009年4月に同大学院博士後期課程に入学した。

論文業績に関しては、2009年『創価大学大学院紀要』（第31集）に「日本の農地改革—その意義と限界—」（修士論文の一部）、2010年『創価大学大学院紀要』（第32集）「中国近代土地改革の一考察—孫文の土地思想中心—」を、2011年『創価大学大学院紀要』（第33集）「中国第2次国内戦争時期の土地改革分析」を公表した。また同年6月には中国の学術雑誌『考試週刊』（37期・査読あり）に「[日本農地改革的历史意义与不足](#)」を掲載した。また『ソシオロジカ』第36巻（2012年3月発行予定）に「中国土地改革の過程—その意義と限界—」の掲載が決まっている。

他に研究ノートが『ソシオロジカ』第33巻1・2号（2010年3月）「中国土地改革研究（1931年～1952年）」、また書評であるが『ソシオロジカ』第35巻1・2号（2011年3月）「熊坤新『宗教理論と宗教政策』」を紹介している。

また国際アジア共同体学会と日本現代中国学会に所属し、活発に活動した。2011年10月には現代中国学会全国大会（近畿大学）分科会において「中国第2次国内戦争時期の土地改革分析」を報告、同年11月には国際アジア共同体学会2011年度若手研究者研究大会（日大）において「改革開放以後の中国農業」を報告した。またこれら学会での積極的な活動を認められ、2011年4月より公益信託安田和風記念アジア青少年交流基金奨学金を授与された。

本論文は筆者の創価大学大学院の6年間の研究結果である。大学院進学後は、勉学と研究だけで無く学外学会においても積極的に活動し、内外の学者と交流した。帰国後も継続した研究の発展と学術交流が期待できる。

公開発表会および最終試験においていくつかの問題点や課題が提起されたが、葛建廷君は的確かつ妥当な回答を行い、さらに今後の研究の方向性も示した。

本論文は博士（社会学）の学位を授与するに値するものと認定する。